

今号では、税制改正大綱の号(VOL.117)でもご紹介させていただきました、いわゆる「法人版事業承継税制」の個人版である「個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度」について、主に前回解説できなかった部分を中心に、新しい情報も加えて、更に詳しく解説させていただきます。

### 1. 個人事業者の事業承継制度の概要

「認定相続人(※1)」又は「認定受贈者(※2)」が2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、**相続・贈与等により「特定事業用資産(※3)」を取得し、事業を承継していく場合には**、一定の要件のもと、その取得した特定事業用資産の課税価格に対応する**相続税・贈与税の全額を猶予する制度**です。

- (※1) **認定経営革新等支援機関**(国の認定を受けた税理士など)の指導及び助言を受けて作成された**承継計画**に記載された後継者をいいます。
- (※2) 20歳以上(2022年4月以後は成人年齢の引き下げに伴い18歳以上)である者をいいます。
- (※3) ①面積400㎡までの土地 ②床面積800㎡までの建物 ③建物以外の減価償却資産で青色申告書の貸借対照表に計上されているもの

### 2. 被相続人と後継者の要件

本制度の適用については、**被相続人と後継者**に対し、以下の要件が定められる**予定**となっています。

#### (1) 被相続人の要件

- ① 相続開始時において**青色申告の承認を受けていること**
- ② 被相続人の特定事業用資産に係る**事業が、特定資産保有型事業(※1)や資産運用型事業(※2)、性風俗関連特殊営業に該当しないこと**

(※1) 有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預貯金等の**特定資産の保有割合が70%以上の事業**

(※2) **特定資産の運用収入が総収入額の75%以上の事業**

- ③ 相続人の特定事業用資産に係る**事業の総収入金額が、零を超えること**その他の被相続人の要件として一定のもの

#### (2) 後継者の要件

- ① 相続等により事業に係る特定事業用資産の**全てを取得していること**
- ② **相続開始の直前において当該特定事業用資産に係る事業又は同種の事業に従事していたこと(ただし、被相続人が60歳未満で死亡した場合は一般的に計画的な取り組みを行う年齢には達していないと考えられることから除かれます。)**
- ③ **相続申請基準日(相続の開始の日の翌日から5月を経過する日をいう。)**まで引き続き相続等により取得をした特定事業用資産の**全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること**
- ④ 相続申請基準日において、当該特定事業用資産を性風俗関連特殊営業の用に供していないこと
- ⑤ 相続申請基準日までに当該特定事業用資産に係る事業について**開業の届出書を提出していること**
- ⑥ 相続申請基準日までに**青色申告の承認を受けていること**又は

受ける見込みであること

- ⑦ **個人事業承継計画の確認を受けていること**その他の後継者の要件として一定のもの

### 3. 相続時精算課税との併用

**認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者**であっても、その**贈与者**がその年1月1日において**60歳以上**である場合には、**相続時精算課税制度※の適用**を受けることができます。

これにより、**猶予の取消しの場合の高額な贈与税負担のリスクが大幅に軽減**されます。

(※)届出書を出すことで、**2,500万円の特別控除と20%の税率**による贈与税の計算ができるようになる制度です。

暦年課税では**110万円の基礎控除と累進課税(財産額が増えると税率が上がる)の税率**で猶予の取消しの際の贈与税額が高額になってしまうリスクがあるのです。

ただし、一度精算課税制度を適用すると暦年課税に戻すことはできないので注意が必要です。

### 4. 贈与者死亡の場合

**贈与者が死亡**した場合には、特定事業用資産(既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。)をその**贈与者から相続等により取得したもののみとし、贈与時の時価**により他の相続財産と合算して**相続税を計算します(そのため土地などの資産価値が増加してれば有利ですが、建物などはまず増加することは考えられないため不利となります。)**その際、**都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。**

つまり、猶予の適用を受けない場合は、贈与時の時価で足し戻して相続税として納付しなければならないということです。

### 5. その他の注意点

- (1)被相続人に債務がある場合には**特定事業用資産の価額から当該債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く。)**を控除した額を納税猶予額の計算の基礎とします。
- (2)本制度の適用を受ける場合には、**特定事業用宅地等について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用(相続税の計算上、土地の価額を8割減で評価する減額措置です。)**を受けることができなくなりますので、**有利判定が必要**となります。
- (3)認定相続人が、相続税の申告期限から**5年経過後**に特定事業用資産を**現物出資し、会社を設立**した場合には、当該認定相続人が当該**会社の株式等を保有していること**その他一定の要件を満たすときは、**納税猶予を継続**することとされています。ただし、現在、医療法人を新設する際には**持分なし医療法人のみ**となっているため、この場合の納税猶予の継続があるかが注目されます。
- (4)本制度は、全額免除をうけるには、基本的に**死亡の時まで事業を継続するか、次の後継者へ贈与していく必要があるため、事業継続の見込みがあるかどうかの判断が重要**となります。